

平成30年12月7日提出

平成30年12月市議会定例会議案

白 河 市

議案第109号

白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成22年白河市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「白河市長」を「白河市議会議員及び白河市長」に改める。

第4条中「通じて」の次に「、選挙の区分に応じ」を加える。

第5条中「枚数が」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市議会議員及び白河市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例

白河市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年白河市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「同条第4項第5号」を「同条第4項第5号イ」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」に改める。

第2条の見出しを「(課税免除)」に改め、同条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）」に改め、「の税率」を削り、「白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率と」を「免除」に改め、同条の表を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(不均一課税)

第2条の2 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である固定資産に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年度	税率
初年度（当該固定資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。）	0
第2年度（初年度の翌年度をいう。）	100分の0.467
第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	100分の0.933

第3条各号列記以外の部分中「前条」を「前2条」に、「の不均一課税」を「の課税免除又は不均一課税」に、「固定資産税に関する申告期限（当該不均一課税の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日）」を「当該課税免除又は不均一課税の適

用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日」に改め、同条第1号及び第2号中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した事業者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した事業者については、なお従前の例による。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市病児保育室条例

(設置)

第1条 病気中又は病気の回復期にある児童を一時的に保育することにより、保護者の就労等と子育ての両立を支援し、もって児童の健やかな育成を図るため、しらかわ病児保育室（以下「病児保育室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病児保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しらかわ病児保育室	白河市豊地上弥次郎2番地1

(対象児童)

第3条 病児保育室における保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、白河市、西郷村、泉崎村、中島村又は矢吹町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 生後1年から12歳となる日の属する年度の末日までの間にあること。
- (3) 病気の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難であること。
- (4) 保護者の就労、家族の介護、冠婚葬祭その他やむを得ない事情により家庭で保育を受けることが困難であること。

(定員)

第4条 病児保育室の定員は、規則で定める。

(休所日)

第5条 病児保育室の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(利用の登録)

第6条 病児保育室の利用を希望する児童の保護者は、市長に届け出ることにより、あらかじめ登録を受けなければならない。

(利用の許可等)

第7条 前条の規定により利用の登録を受けた保護者は、病児保育室を利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 定員を超過するとき。

- (2) 病児保育室の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他病児保育室の管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、第1項の許可に際し、病児保育室の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、病児保育室の利用の際に、保育を受ける児童（以下「保育児童」という。）1人につき日額2,000円の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 保育児童が、第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 保育児童の病状が変化し、適切な保育を行うことができなくなったとき。
- (3) 利用者が、第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 病児保育室の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第112号

釜子小学校建設事業校舎大規模改修建築工事請負契約の一部変更について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第73号釜子小学校建設事業校舎大規模改修建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「207,360,000円」を「211,561,200円」に変更する。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第113号

釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約の一部変更について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第74号釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「400,680,000円」を「413,345,160円」に変更する。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第114号

福島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

福島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

福島県市町村総合事務組合規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

第10条及び第11条を次のように改める。

（事務局の設置及び職員）

第10条 組合に事務局を設け、職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

（監査委員）

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行する。

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

専決第 14 号 損害賠償について

平成 30 年 12 月 7 日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第14号

損害賠償について

市は、次により、市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名
[REDACTED]
[REDACTED]

- 2 損害賠償の額

46,365円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年8月17日市道大清水桜岡前線において、[REDACTED]氏所有の普通自動車が同市道を走行中、市道敷きの竹林が強風により倒れ込み、同車両に傷をつける損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年9月19日

白河市長 鈴木和夫

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第15号 損害賠償について

平成30年12月7日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙
専決第15号

損害賠償について

市は、次により、交通事故に係る損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

- 2 損害賠償の額

12,000円

- 3 損害賠償をする理由

平成30年7月31日県道白河石川線の交差点において、市有自動車が [REDACTED] 氏所
有の軽自動車と衝突し、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年11月7日

白河市長 鈴木和夫

